

静岡県がんセンター局管理規程第1号

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和3年3月26日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者  
がんセンター局長 小櫻 充久

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター局組織規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																					
<p>(機関)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 静岡がんセンターに次の機関を置く。</p> <p>(略)</p> <p>病院</p> <p>(略)</p> <p>臨床研究支援センター</p> <p>(略)</p> <p><u>研究推進室</u></p> <p><u>研究品質管理室</u></p> <p>(略)</p> <p><u>事務管理室</u></p> <p>(略)</p> <p>(副院長等)</p> <p><b>第13条</b> 第10条から前条までに規定する職のほか、静岡がんセンターにおいて次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門官</td> <td style="text-align: center;">病院</td> <td style="text-align: center;">所掌事務中特定事項を処理する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>専門監</u></td> <td style="text-align: center;"><u>疾病管理センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>所掌事務中特定事項を処理</u></td> </tr> </tbody> </table>	職	機関	職務	(略)			専門官	病院	所掌事務中特定事項を処理する。	<u>専門監</u>	<u>疾病管理センター</u>	<u>所掌事務中特定事項を処理</u>	<p>(機関)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p>2 静岡がんセンターに次の機関を置く。</p> <p>(略)</p> <p>病院</p> <p>(略)</p> <p>臨床研究支援センター</p> <p>(略)</p> <p><u>統計解析室</u></p> <p><u>データ管理室</u></p> <p>(略)</p> <p><u>臨床研究管理・調整室</u></p> <p>(略)</p> <p>(副院長等)</p> <p><b>第13条</b> 第10条から前条までに規定する職のほか、静岡がんセンターにおいて次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職</th> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門官</td> <td style="text-align: center;"><u>病院及び疾病管理センター</u></td> <td style="text-align: center;">所掌事務中特定事項を処理する。</td> </tr> </tbody> </table>	職	機関	職務	(略)			専門官	<u>病院及び疾病管理センター</u>	所掌事務中特定事項を処理する。
職	機関	職務																				
(略)																						
専門官	病院	所掌事務中特定事項を処理する。																				
<u>専門監</u>	<u>疾病管理センター</u>	<u>所掌事務中特定事項を処理</u>																				
職	機関	職務																				
(略)																						
専門官	<u>病院及び疾病管理センター</u>	所掌事務中特定事項を処理する。																				

		<u>する。</u>			
(略)				(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この管理規程は、令和3年4月1日から施行する。